

◆◆ 本人通知制度を行っています ◆◆

「本人通知制度」とは？

戸籍謄本や住民票の写し等を本人以外の第三者に交付したときに、その交付した事実を事前に登録した方に対して通知する制度です。

戸籍謄本や住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害の抑止や防止を目的として実施するものです。戸籍謄本や住民票の写し等が第三者に交付されたことを本人が早期に知ることができます。また、本人通知制度が周知されることで、委任状偽造や不必要な身元調査等の未然防止につながります。

登録できる方は？

- ・川辺町に住居登録(住民票のある方)されている方
- ・川辺町の戸籍に記載(本籍のある方)されている方

登録方法は？

川辺町本人通知制度登録申請書(新規・更新)(以下「申請書」といいます。)を川辺町役場 住民課窓口にて提出してください。

なお、申込書を提出されるときには、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券(パスポート)、官公署が発行した各種免許証又は資格証明書等(本人の写真が貼付されたもので有効期間内のものに限ります)の本人確認資料の提示と写しの提出が必要となります。

登録の有効期間は？

3年間です。(有効期間満了の日の1か月前から更新手続きが可能になります。)

ただし、更新手続きの場合も新規申請のときと同様の手続きとなりますので、本人確認資料及び添付資料はもう一度ご準備してください。

通知の対象となる証明書は？

- ・住民票の写し(消除された住民票の写しを含む)
- ・住民票記載事項証明書(手書きのものは除く)
- ・戸籍の謄抄本(除かれた戸籍も含む)
- ・戸籍の附票の写し(除かれた戸籍の附票の写しも含む)
- ・戸籍に記載した事項に関する証明書

通知する内容は？

- ・交付年月日
- ・交付した証明書の種別
- ・交付通数
- ・交付請求者の種別(「法定代理人」、「法定代理人以外の代理人」、「第三者」)

通知の対象外となる請求は？

- ・住民票の写し(消除されたものを含む)においては、本人及び同一世帯の方からの請求
- ・戸籍(除籍・改製原含む)及び戸籍の附票の写し(除票を含む)においては、本人及び戸籍に記載のある者、その配偶者及び直系家族からの請求
- ・国または地方公共団体の機関からの請求
- ・裁判及び紛争等の事務を受任している弁護士、司法書士などからの請求
などです。

申し込み内容に変更が生じたときには？

申し込み後に住所・氏名・本籍等の内容に変更が生じたときは、「川辺町本人通知制度登録(変更・廃止)届出書」(以下「届出書」と表示)を川辺町役場 住民課窓口にて提出してください。

川辺町の本人通知制度は、申し込みによって登録管理(手作業による台帳管理)していますので、たとえ町内の住所異動(転居)であっても、自動的に登録住所が変更されることはありません。婚姻届等による氏などの変更も同様です。必ず届出書を提出してください。

申請書・届出書の様式は？

(様式第1号)本人通知制度登録申請書(新規・更新)、(様式第4号)本人通知制度登録(変更・廃止)届出書
……川辺町役場 住民課窓口にあります。

問い合わせ先は？

川辺町役場 住民課 窓口担当 TEL 0574-53-2513(直通)